

議 事 要 旨

件 名	第 1 回伊勢市空家等対策協議会	
日 時	平成 28 年 11 月 28 日（月） 午後 1 時 30 分～	
会 場	伊勢市役所 本庁舎 4 階 4－5 会議室	
出席者	相手方	伊勢市空家等対策協議会委員 9 名 筒井会長、杉山副会長、北岡委員、西村委員、川端委員、松崎委員、 佐藤委員、真賀里委員、岩崎委員
	当 方	中村都市整備部長、久田都市整備部参事兼建築住宅課長、山神建築 住宅課副参事、建築住宅課 前村、三重県建設技術センター 草川・ 鈴木
審議事項	(1)空家等対策の経過について (2)伊勢市空家等対策計画策定素案について (3)その他	
会 議 内 容		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">(1)空家等対策の経過について</div> <p>【委 員】 P 4 のフローについては任期の二年間で行うのか。</p> <p>【事務局】 任期は二年だが、計画の策定から始まり次は様々な施策についてご意見を頂き、また計画も見直しがあるので継続して協議をお願いしたいと考えている。</p> <p>【委 員】 移住促進については、HP 以上の詳細はないのか？</p> <p>【事務局】 HP ではそこまでで、条件に合うか個々に相談する形をとっている。去年は岐阜から移住された方に対して補助を出した。</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">(2)伊勢市空家等対策計画策定素案について</div> <p>【委 員】 アンケートのみで、空家所有者の相談会は行っていないのか？</p> <p>【事務局】 相談会はまだで、市は現在危険度の大きい 82 件の空家と随時相談が寄せられている空家の対応を行っている状況。82 件については半分程度まで進捗している。</p> <p>【委 員】 素案 P 22 の (2) 行政による空家法を活用した改善指導については先立ってやっていただいているということになるのか？</p> <p>【事務局】 空家法の成立以前から自治会の調査を元に対応をしている。</p> <p>【委 員】 移住促進を行うにあたっての空家は空家バンクを通すのか。</p> <p>【事務局】 現在市には空家バンクは無く、来年度以降の設立を考えている。実際の相談事例として、移住する気はあるが空家を市で紹介して欲しいということがあった。</p>		

【委員】伊勢市周辺市町では多くが既に空家バンクは始まっており、窓口は行政が行っている。逆に伊勢市では空家対策は進んでおり、周辺市町と逆転している。

【委員】P20の4-2(1)の中に「空家バンク」の項目を入れるべきと提案したい

【委員】このまま空家対策と空家バンクは担当を同じにするか別個にするかは問題。

【委員】別個の方がいい。空家バンクは売買の話中心であるため。

【委員】それでは項目を作らずとも記述を入れるという形でお願いしたい。

【委員】相談窓口は幅広く作るべき。

【事務局】総合的な相談会を構想している。売れそうな物件であっても、相続関係が複雑なパターンもあり個々の対応では難しい。P16(3) 専門家団体との連携の項目をより詳細にしたいと考えている。

【委員】素案のスタンスが危険空家の対応と、空家の利活用のどちらが主眼になるのか。

【事務局】市としては特定空家の撲滅が第一。流通については、増えてくるであろう空家の対応の手段の一つとして考えている。

【委員】先ほど事務局の言ったとおり、専門家団体の項目を詳細にすれば良いと思う。

【委員】P14の3つの柱の「安全・安心の確保」についてはもう少し強調するべきではないか。

【委員】除却補助をもらって更地にしても、その土地の固定資産税については特例や優遇はないのか。またその土地を売るにも立地によっては売りにくい。

【事務局】今は家屋を土地に建てておくと、固定資産税の特例措置が受けられるので放置されがちになっている。危険空家に認定されて勧告を受ければ特例措置も撤廃されるので、利活用を考えるようになると思われる。

訂正部分：①P14の「安全・安心の確保」が主眼となるように強調する。

P16の(3)専門家団体との連携について、図式して分かりやすく詳細に表す。

今後の予定：第2回は年明けに行う。

12月開催予定の協議会は開催せず、会長に確認してもらい案とする。